

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

改正後	改正前
腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 前提条件 (1) AB0式血液型 AB0式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。 (2) リンパ球交叉試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 陰性 (3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。 (4) C型肝炎ウイルス (HCV) 抗体 C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された臓器は、C型肝炎抗体陽性の移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。 2. 優先順位 (1) 搬送時間（阻血時間） 移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。	腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 前提条件 (1) AB0式血液型 AB0式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。 (2) リンパ球交叉試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 陰性 注を改正 注を改正 2. 優先順位 (1) 搬送時間（阻血時間）

地 域 (注)	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

(注) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(公社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数
0	0	14
0	1	13
0	2	12
0	3	11
0	4	10
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2

×1.15点

地 域	点 数
同一都道府県内 (注)	12点
同一ブロック内	6点

*移植希望者の登録地域は移植希望施設の所在地 (都道府県) とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数
0	0	14
0	1	13
0	2	12
0	3	11
0	4	10
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2

×1.15点

2	3	1
2	4	0

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N / 365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = 10 + log1.74 (N)

、 / 365 - 9) 点

(4) 未成年者

16 歳未満については 14 点を加算する。

16 歳以上 20 歳未満については 12 点を加算する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO 式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(3) 臓器提供者 (ドナー) が 20 歳未満の場合は、選択時 20 歳未満である移植希望者 (レシピエント) を優先する。

2	3	1
2	4	0

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N / 365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = 10 + log1.74 (N)

/ 365 - 9) 点

(4) 未成年者

16 歳未満については 14 点を加算する。

16 歳以上 20 歳未満については 12 点を加算する。

3. 具体的選択法

適合条件に合致する移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO 式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

新設

(4) 2. の (1) ～ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

(1) 2 腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

① 臓器提供者（ドナー）が 6 歳未満の場合

② ドナーが 6 歳以上であって、(公社) 日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメデikalコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1 腎ではその機能が不十分と判断するとき

(3) 2. の (1) ～ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

(注 1) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(社) 日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(注 2) 1 年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。

(注 3) C 型肝炎抗体陽性ドナーからの移植は、C 型肝炎抗体陽性レシピエントのみを対象とするが、リスクについては十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

新設

(2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。

(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

(注4) 新ルール実施後1年を目途に新ルールの運用状況について検討を行うとともに、今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。

新設

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準

1. 前提条件

(1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。

(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性

(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。

(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体

C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性の移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

2. 優先順位

(1) 搬送時間（阻血時間）

移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。

地 域（注）	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

（注） 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、（公社）日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 （ミスマッチ数）	A座及びB座の適合 （ミスマッチ数）	点 数
0	0	14

0	1	1 3
0	2	1 2
0	3	1 1
0	4	1 0
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2
2	3	1
2	4	0

× 1. 15 点

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = $N/365$ 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74} (N/365 - 9)$ 点

(4) 未成年者

16歳未満については14点を加算する。

16歳以上20歳未満については12点を加算する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

- (4) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

- (1) 2 腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。
- ① 臓器提供者（ドナー）が 6 歳未満の場合
 - ② ドナーが 6 歳以上であって、（公社）日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1 腎ではその機能が不十分と判断するとき
- (2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。
- (3) 臓器提供者（ドナー）が 20 歳未満の場合に選択時 20 歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

